

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

燕市長 佐野 大輔

市町村名 (市町村コード)	燕市 (15213)	
地域名 (地域内農業集落名)	燕1 (道金、八王寺、大曲)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月10日 (第10回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、分散する担い手の農地を集約化する必要がある。資材高騰の為、経費がかかる。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稻、野菜(河川敷)、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保する。担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。資材高騰への対応が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	157.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
対象となる農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構を活用し、段階的に担い手への集積を進め、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行う。 ※基盤整備は時間がかかるため、用・排水路を整備したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、農業関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、委託を進める。不慮の事故等があり、耕作できなくなった場合は全作業を委託できる組織が必要。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】